

お願い

・建築行為等の制限について

半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内で次のことをする場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき許可が必要となりますので、必ず土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書※¹を提出し、許可を受けてから建築行為等を行うよう注意してください。

1. 建築物や工作物の新築・改築・増築
2. 事業の障害となるおそれがある土地の形質の変更
3. 重量5トン以上の物件の設置、たい積

・宅地（土地）の所有権等の変動の届出について

知多都市計画半田乙川中部土地区画整理事業施行条例第41条により、施行地区内の宅地（土地）の所有権及び所有権以外の権利並びに建築物に関する権利に異動があったときには、すみやかに届出をすることが必要となっています。届出がされていないため、仮換地及び敷地地番該当証明書等を発行することができないなど、支障がでることもありますので、異動があったときには必ず、所有権移転届出書※²の提出をお願いいたします。

・仮換地及び敷地地番該当証明書の発行について

半田乙川中部土地区画整理事業を施行している間は、施行地区内の土地に関する証明書として、登記簿とは別に、仮換地及び敷地地番該当証明書を発行しています。この証明書の発行を権利者以外の方が申請する場合には、権利者の方の署名、押印がされた委任状※³を添付していただく必要がありますのでご注意ください。

上記の申請書・届出書の提出先や証明書の発行は建設部市街地整備課が窓口となります。

（※1～3の様式は市街地整備課ホームページにも掲載していますのでご利用ください。）

なお、現在 JR 半田駅西側にあります市街地整備事務所は、平成27年1月から市役所新庁舎へ移転することになりますのでよろしくお願いいたします。

◆このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。◆

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●

市街地整備事務所

TEL(0569)22-9302 / FAX(0569)22-8561

半田市建設部市街地整備課

E-mail : shigai@city.handa.lg.jp

URL : <http://www.city.handa.lg.jp/contents/30040000.html>

乙川中部 街づくり

—— 自然が生きて住みたくなる街 ——



新しく信号機が設置された交差点

平成26年3月
(1988.1.No.1発刊)

半田市